平成２９年（フ）第１５０号
山形市長町３丁目７番24号
債務者　松田　善三
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６４号
山形市久保田１丁目８番40号
債務者　オーエースコーポレーションこと　武田　浩二
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８０号
山形県尾花沢市新町１丁目13番29号　コーポ柴田Ａ
債務者　志田　結香
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８５号
山形市江南１丁目８番28号
債務者　仁藤　優子
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９０号
山形市南松原２丁目１番地３（Ｆ－408号）
市営南山形アパートＦ棟
債務者　鈴木　香織
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９１号
山形市みはらしの丘１丁目27番地10
債務者　杉山　未波
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９３号
山形県天童市大字蔵増甲974番地の１
債務者　和田サチ子
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９４号
山形市小姓町８番12号　あおばコーポラス102号、前住所新潟県佐渡市北川内1085番地２
債務者　坂下　静輝
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９７号
山形市陣場２丁目10番11号　田中アパート３号、前住所山形市城北町１丁目25番16号
債務者　荒井　具美
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２０号
長野市川中島町御厨1092番地１
債務者　山田　忠明
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１６１号
京都市西京区嵐山中尾下町27番地３　フォレステージ嵐山　１Ｂ
債務者　藤田日登美
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２６７号
京都市西京区大原野東竹の里町１丁目１番地５棟305号
債務者　篠村　政行
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２８８号
京都市東山区古門前通大和大路東入２丁目三吉町329番地５　かとう方
債務者　渡邊　典世
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７２号
兵庫県加西市山下町1494番地の１
債務者　小林　和代
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第９３７号
広島市西区楠木町１丁目10番24―304号
債務者　米田美智子（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続終結

平成２９年（フ）第４６２号
千葉市中央区矢作町955番地11
破産者　株式会社あおばファーマシー
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９４号
千葉市美浜区打瀬２丁目22番地　ミラリオ１番館403号、開始決定時の住所千葉市美浜区打瀬１丁目６番地１　シティズフォート１―609号
破産者　伊澤　光輝
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係